

令和2年3月23日

保護者様

兵庫県立西宮今津高等学校
校長 梶 美由紀

春季休業中の学校運営について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策のための春季休業中の学校運営について、下記のとおり県教育委員会より通知がありました。

ついでに、本通知に従い、感染拡大防止に留意しながら学校運営を行うことをお知らせします。

今後も引き続き、国や県が発信する情報に基づき、冷静に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

記

○ 県教育委員会通知 概要（令和2年3月19日）

- 1 生徒及び教職員の健康管理を引き続き徹底する。なお、外出するか否かは外出先の感染状況を踏まえ、保護者と各自相談のうえ判断する。
- 2 部活動は、国から引き続き自粛を求められているが、一方で生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動等の機会の確保を求められていることから、次のとおりとする。
 - (1) 活動場所：校内のみとする。
屋内・屋外に関わらず「クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則」に留意する。
 - ① 密集 ② 換気 ③ 飛沫感染となる会話等
 - (2) 活動時間：1日2時間を上限とする。
 - (3) 活動を行わない日の設定：少なくとも月～金に2日及び土日に1日の計3日は休む。
 - (4) 対外試合、合同練習、合宿：認めない。
 - (5) 「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、無理のない指導を行う。
- 3 上記以外は、通常の春季休業と同様の運営を行う。ただし、単位認定に関わる補充を除いて、補習は自粛する。
- 4 生徒及び教職員が感染または濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に従う。
- 5 新学期については、例年どおりとする方向で準備する。